

みやぎのキラリ輝く女性応援事業実施要領

(目的)

第1 女性農業者の経営への積極的な参画は、経営の安定化や地域の活性化に貢献するなど、重要な役割を果たしている。このため、農業・農村地域において女性農業者の働きやすい就労環境整備や女性が主体的に活動できる部門の創出を支援することにより、農業の新たな人材となる女性農業者の確保、育成、地域農業を担う経営体の安定化と地域の活性化を図ることを目的とする。あわせて、女性の地位向上につなげることを目的とする。

(事業内容及び要件)

第2 本事業の事業タイプ、その内容、事業実施主体、採択要件等は要領別表1のとおりとする。

(事業申請)

第3 本事業の実施を希望する事業実施主体は、要領様式第1号により事業実施計画を作成し、知事に申請するものとする。

2 前項の規定による申請の提出期限は別に定めるものとする。

(事業審査会の設置)

第4 知事はこの要領に基づき提出された事業実施計画の審査にあたり、関係各課長等からなるみやぎのキラリ輝く女性応援事業審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとし、その設置に関しては別に定める。

(審査)

第5 知事は第3の申請を受理したときは、速やかに内容を調査し、その事業実施計画の審査を審査会に依頼するものとし、その審査方法については別に定める。

2 前項の規定による審査は第2に掲げる要件について審査するものとする

3 審査会の開催にあたっては、事前に審査会に附す事業実施計画を決定するための予備審査を実施することができる。

(承認)

第6 知事は、第3の規定により申請があった場合は、第5第2項の規定による審査結果に基づき、事業の遂行が確実であると見込まれる場合には事業実施主体に承認を通知し、承認しないときはその旨を通知するものとする。

(事業の着手)

第7 事業の着手（工事の入札・導入しようとしている機械、機器等の発注を含む）は、原則として、当該事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に事業に

着手する場合には、事業実施主体はあらかじめ、知事の適切な指示を受けるとともに、その理由を明記した交付決定前着手届（以下「着手届」という。）を要領様式第2号により知事に提出するものとする。

この場合、事業実施主体は当該補助金交付決定の通知までのあらゆる損失等は自らが負担することを了知の上で行うものとする。

（事業の指導推進）

第8 県は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、県庁関係課、各地方振興事務所、各地方振興事務所地域事務所及び各農業改良普及センター等関係地方機関との緊密な連携の下に、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

（事業計画の変更等）

第9 事業実施主体は承認を受けた事業実施計画の内容に要領別表1に掲げる重要な変更を生じた場合は、要領様式第3号により知事の承認を受けるものとする。

2 事業実施主体は、事業計画を中止又は廃止する場合には、要領様式第4号により知事の承認を受けるものとする。

3 知事は第6の規定により、承認を受けた事業実施計画に虚偽の記載があった場合又は当該認定を受けた事業実施計画に従って事業が行われていないと認めるときには、その認定を取り消すことができる。

（事業遂行状況、運営状況の調査）

第10 知事は特に必要と認めた場合には、事業実施主体に対して事業遂行状況や運営状況を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

（事業名の掲示等）

第11 本事業により設置又は導入した施設、機器等には、当該補助金に係る事業の実施年度とその事業名を掲示又は記入するものとする。

（書類の提出経由）

第12 この要領により知事に提出する書類は、事業実施箇所を所轄する地方振興事務所長または地方振興事務所地域事務所長（以下「所長」という。）を経由するものとし、所長はその写しを保管するものとする。

2 事業実施箇所が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所を所轄する所長を経由するものとする。

（成果の公表）

第13 知事は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について、必要と認める時は事業実施主体に成果を公表させることができるものとする。

(その他)

第14 この要領に定めるほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月17日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月22日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 みやぎの女性農業者ステップアップ応援事業実施要領(令和元年5月8日施行)は、廃止する。

要領別表 1 (要領第 2 関係)

<共通事項>

事業名	事業主体	補助率	重要な変更
みやぎのキラリ輝く女性応援事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 県内に本店を有する農業法人（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、及び農事組合法人等。） 2 その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について、規約の定めがある団体とする） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 各タイプとも補助対象経費の 1 / 2 以内（補助上限 3,000 千円）、一事業主体当たり補助金 500 千円以上を対象とする。 （各タイプ併用可だが、併用した場合でも補助上限は 3,000 千円とする。） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体ごとに事業費の 30% を超える増減 2 事業実施主体の変更 3 事業の中止及び廃止 4 事業の施行場所の大幅な変更 5 構造又は能力等の大幅な変更 6 事業の完了年月日の延期 7 その他事業実施計画全体に著しく影響を及ぼす変更

<事業メニュー>

事業タイプ	事業実施計画の内容	事業内容	採択要件 (各タイプ毎、その採択要件をすべて満たすこと)
1 就労環境整備応援タイプ	女性農業者が働きやすい就労環境の整備による人材不足の解消及び事業主体の農業経営の安定化、地域農業の維持発展を図るための施設整備計画と雇用計画等について記載する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 女性農業者が働きやすい就労環境・受入環境の整備 (1) トイレ、更衣室、休憩施設（冷暖房、給湯設備等含む）、衛生設備等及びそれら設置に要する付帯設備の整備・改修等 (2) その他受入れに必要な施設の整備及び設置に要する付帯設備の整備・改修等 	<ol style="list-style-type: none"> 1 既に女性農業者が役員となっている、もしくは正社員として雇用している、または施設整備により新たに役員に登用する、もしくは正社員として雇用することが確実であると見込まれること。 2 整備する内容が、雇用しているまたは雇用しようとしている女性農業者の従業員数に対して過剰ではないこと。 3 女性の資質向上に向けた活動を実施している、またはその計画があること。 4 事業実施後も継続して女性の地位向上に努めること。 5 事業を完遂する見込みがあること。
2 女性活躍新規部門導入応援タイプ	女性の能力が発揮できる部門の新設や充実により、農業経営における女性の地位向上及び事業主体の経営の安定化、地域農業の維持発展、活性化を図るための施設・機械等整備、雇用計画等について記載する。	<ol style="list-style-type: none"> 2 新たな経営展開や事業の多角化に必要な施設整備・改修、及び機械・機器・備品等の整備 (1) 農産物等の加工や販売等に関する施設整備及びその設置に要する付帯設備の整備・改修 (2) 農産物等の加工や販売等に関する機械・機器・備品等の整備（機械・機器・備品等については単純更新や中古は対象外とする。） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 既に女性農業者が役員となっている、もしくは正社員として雇用している、または施設整備により新たに役員に登用する、もしくは正社員として雇用することが確実であると見込まれること。 2 農林水産業の振興や地域活性化に繋がる取組であること 3 農林水産資源を活用する取組であること 4 新商品の開発や新たな部門への進出などの取組であること。 5 すでに起業している法人・団体にあつては新分野や新商品開発に向けた取り組みであること。 6 事業を完遂する見込みがあること。